

職場のトラブル

まず相談

ひとりで悩まないで

秘密厳守

解雇
退職
パワハラ
賃金未払
配置転換
など



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

相談無料

使用者からの
相談もOK!

- 委員による労働相談（面談）月1回（原則、第4金曜日） ※要事前予約
- 事務局職員による労働相談（電話・面談・メール）
月～金（祝日・年末年始を除く。）8:30～17:15

労働委員会は、労働相談＆あっせん等を行う公正・中立の行政機関です。
労働問題の専門家である経験豊富な委員が、話し合いによる円満解決をサポートします！

愛媛県労働委員会

TEL 089-912-2996 (直通)

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第二別館9階 愛媛県労働委員会

愛媛県労働委員会

検索



メールアドレス roudoui@pref.ehime.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.ehime.jp/page/2573.html>

各地方局(支局)商工観光課(室)(中小企業労働相談所)でも、担当職員が、相談をお受けします。

東予地方局	〒793-8516	西条市喜多川796-1	TEL 0897-56-1300(代)
今治支局	〒794-8502	今治市旭町1-4-9	TEL 0898-23-2500(代)
中予地方局	〒790-8502	松山市北持田町132	TEL 089-909-8760
南予地方局	〒798-8511	宇和島市天神町7-1	TEL 0895-28-6146
八幡浜支局	〒796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	TEL 0894-22-4111(代)

職場のトラブル解決 労働委員会が、お手伝いします！

労働者個人と使用者（事業主）との間の労働条件やその他の労働関係に関するトラブルを解決するため、労働委員会では、**無料**、**秘密厳守**で、次の業務を行っています。
労働者と使用者どちらの方も、御利用いただけます。

労働相談

次のようなことでお困りでは、ありませんか？

- **解雇、配置転換、懲戒処分**など人事に関すること
- **賃金未払、解雇予告手当**など賃金に関すること
- **労働時間、年次有給休暇**など労働条件等に関すること
- **パワハラ、嫌がらせ**など職場の人間関係に関すること

まずは、お気軽に、御相談ください！

面談相談

相談専用の個室で行いますので、**人目を気にせず、落ち着いて相談**できます。
「就業規則」、「労働条件通知書」など関係する書類等をお持ちいただくとスムーズに相談が進みます。

電話相談

「労働委員会まで、相談に行くのは大変。」「まずは電話で気軽に相談してみたい。」という方は、電話相談を御利用ください。

解決

他機関紹介

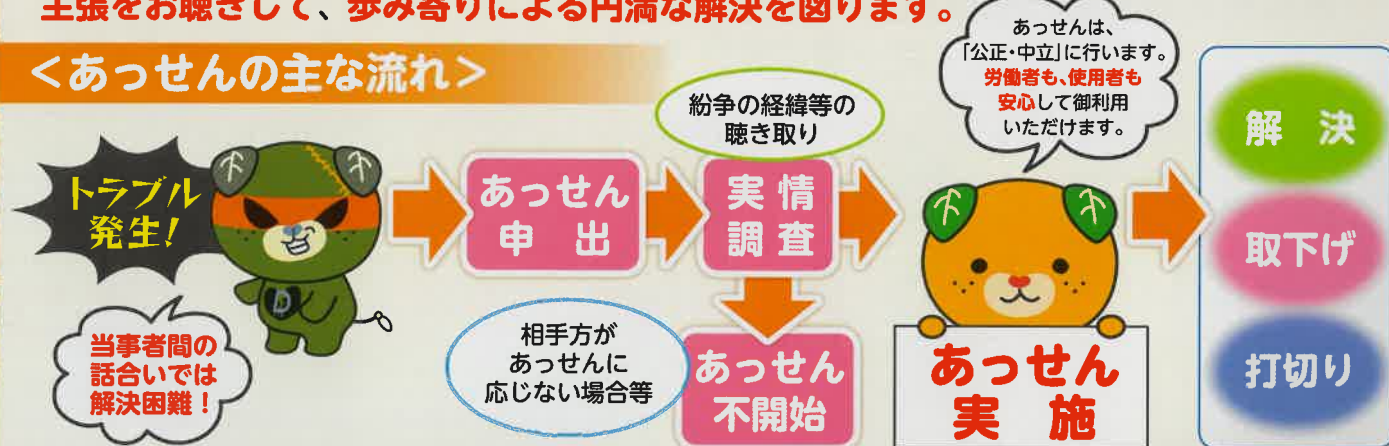
あっせん利用

あっせん

「あっせん」は、職場において、労働者個人と、使用者（事業主）との間で、労働に関するトラブルが発生し、当事者間の話し合いで解決が困難な場合に、**労働委員会が、その解決のお手伝い**をする制度です。

あっせんでは、**公益委員**（弁護士・大学教授等）、**労働者委員**（労働組合役員等）、**使用者委員**（会社経営者等）の**三者**による**あっせん委員**が、それぞれの立場から、労働者と使用者の**双方の主張**をお聴きして、**歩み寄りによる円満な解決**を図ります。

<あっせんの主な流れ>



●あっせんでは、「譲り合いの精神」が、大切です。

あっせん委員は、双方の主張を聴いて歩み寄りを図りますが、合意を強制するものではありません。あっせんの場では、お互いに誠意を持って話し合いを進め、譲るべきは譲るという姿勢で臨んでください。

●あっせんは、「非公開」で行います。

あっせんは、当事者の個人情報の保護等に配慮し、非公開で行います。また、あっせんにおける発言や提出された資料など、秘密は、固く守ります。